

### 第3回福岡市保育所運営補助のあり方検討委員会

平成27年9月29日（火）

**【事務局】** それでは定刻となりましたので、会議の進行をさせていただきます。

開会に先立ちまして、まず事務局からご連絡を申し上げます。

本日進行を担当させていただきます、福岡市総務企画局企画調整部企画課長の山嶋と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、ご多忙中にもかかわらず、第3回検討委員会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

まず、本日お配りしております資料の確認をお願いいたします。資料は上から、会議次第、委員名簿、座席表、それから、右肩に資料1と記載された、協会補助金見直しに係る論点についてのA3横長の資料、それから参考資料1として、第2回委員会における各委員の主なご意見、以上となっております。また、委員の皆様には、第1回・第2回委員会の配付資料をドッチファイルにとじてお配りしております。

次に、報道関係の皆様、また傍聴の皆様への注意でございます。本委員会は議論を公開としておりますことから、皆様方には円滑な議事進行にご理解とご協力をお願いしたいと思います。報道関係者におかれましては、カメラ等の撮影、取材は、委員の自由な発言、議論の妨げとならないよう、ご配慮をお願いいたします。

また、傍聴者の皆様には注意事項をお配りしておりますが、傍聴席からの発言や拍手などはできません。これら注意事項を守られない場合には退席をいただく場合もございますので、ご協力をお願いいたします。携帯電話はマナーモードにして、通話をご遠慮いただき、議事の妨げにならないようお願いいたします。

それでは、第3回福岡市保育所運営補助のあり方検討委員会を開会させていただきます。

会議の進行は針塚委員長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

**【針塚委員長】** 委員長の針塚でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

前回は、福岡市保育協会補助金についてを議題としまして、福岡市保育協会様、それから福岡市子ども未来局、それぞれのお立場からご意見をいただきました。そこでさまざま議論を行いまして、皆様から多くの質疑とご意見をいただき、協会補助金についての検証を進めてきた次第でございます。

前回の委員会の振り返りのために、参考資料について事務局より説明をいただきたいと思っております。事務局から説明をよろしくお願いいたします。

**【事務局】** それでは、事務局より説明いたします。

参考資料1、A4縦の第2回委員会の主な意見でございます。

まず、「新制度と市補助金等との関係」についてですが、国の運営費と市の補助金の重複という点からゼロベースで見直すことが必要ではないか。同様に、重複についてはきちんと整理し、二重に払うことはよくない。また、新制度においては常勤・非常勤の組み合わせやローテーションなどの工夫が必要などといったご意見をいただきました。

次に、「保育士の処遇改善」については、トータルの財源の中でどう処遇改善するかは経営者の仕事である。保育士の質が上がれば教育や保育の質も上がり、いい子どもが育つことにつながる。新制度になり保育士にどれだけ還元があったか検証することが今後につながる、などのご意見をいただきました。

そして「保育所の経営」についてですが、補助金がなくなったら経営が成り立たなくなるのかをマクロ的に検証する必要があるが、仮に今回の補助金5億円がなくなったとしても年間で10億円の黒字が出ており、国の運営費の増額もあるため、この黒字が減るとは思えない。また、補助金は市民の税金であり、有効に使うことを経営者も考えなければならない。教育・保育の質を向上させるために補助金をどう生かしていくかが問題、などといったご意見をいただいたところであります。

委員より賜りましたご意見につきましては、今後頂戴しますご意見も含め、改めて事務局で整理しまして、報告書に反映させてまいりたいと考えております。

説明は以上です。

**【針塚委員長】** ありがとうございます。

それでは、本日の議題に入らせていただきます。

今回は協会補助金についての理解をより一層深めるため、前回に引き続き協会補助金について検証した後に、今後の補助金のあり方について議論をしたいと考えております。

では早速ですが、議題の1つ目、「福岡市保育協会補助金について」に入らせていただきます。

初めに、前回の会議終盤におきまして、淵野委員のほうから、新制度と補助金の重複に関する質疑がございました。これにつきまして保育協会様からお答えをいただいておりますので、ご説明をいただきたいと思っております。5分程度でよろしくお願いたします。

す。

【福岡市保育協会】 私たちはこれまでの意見陳述の中で、福岡市が補助している長時間保育手当の性格と重要性について述べてきました。しかし、委員の皆さんの意見を聞いていますと、福岡市独特の補助金制度の歴史に起因するのでしょうか、まだ理解していただけていないと感じています。とりわけ、新制度における延長保育基本分460万円の性格と、福岡市の歴史について、もう一度述べたいところですが、私たちに与えられたわずかな時間が、再度そのことに使うことを拒んでいます。委員の皆さんには、私たちの主張をこれまでの議事録で確認していただくことを切に希望いたします。

そこで貴重な時間を、今回のあり方検討委員会における一番の争点、「補助金は二重払いになるのか」に関する問題に絞って述べることにします。第2回目の検討委員会で石橋局長は、「ほんとうに二重なのかどうかということが論点として明確になっていない」と述べられ、しかも、そのことを「我々も反省しております」とまで言われていますので、このことを焦点化することに異存はお持ちにならないと思いますし、この委員会の目的に沿うものだと考えます。

石橋局長が話されたことで気になる論点が幾つかあります。時間の関係上、3点に整理して述べます。

まず第1点、それは「9時から17時までの開所時間を延長するための仕組みとして、そのインセンティブとして長時間保育手当という制度を設けた」という主張です。しかし、この主張は、勤務の時間帯が単に横に移動しただけで、長時間保育手当は11時間開所の穴埋めになっていないのです。さらに、時差勤務は長時間手当がない賃金保育士も行っています。さらにもう一つ、長時間保育手当は平成8年度から11時間開所に関係しない正規調理員にも支給されているのです。この点からも、福岡市における長時間保育手当が職員に対する処遇改善費であったということが明白であると思います。

次に第2点、「保育協会の主張を認めるならば、福岡市の中にはたくさん貢献している企業、団体があるが、給与水準、従業員確保が困難なところに補助金を出さなくてはならなくなる」という点です。児童福祉法第24条第1項に、保育の実施義務は市町村にあると書かれています。保育に関するさまざまな施策はこの法律に基づいてなされるものであって、我々福岡市保育協会に加盟する201カ園の保育園は、福岡市の委託を受けて保育を実施しているのです。市町村の実施義務が堅持されている私立保育所における保育の委託は、ほかの委託とは違うものだと考えます。福岡市の子どもを守る、保育士を守る、この

ことが福岡市、いや、日本の将来を切り開くものであると思うのですが、どうでしょうか。

最後に第3点、「我々福岡市は、120万プラス200万の320万でこの制度をやってきた」と言われた点です。「320万で福岡市はやってきた」と自信を持って言われても困ります。各園では残業代等、園の持ち出しと120万円でこの制度をやってきたのです。新制度になり、ようやく全国並みに全額出るようになったんだと我々は思いました。保育士が増えるということは、職場の労働環境の改善を生み、そのことは保育の質の向上につながります。ほかの自治体は従来から460万円が出ていたので、福岡市のように新たな雇用問題などというものは生じません。

石橋局長は、「対応できるかできないかは経営の問題だ。ここで媒介する変数というのが経営です。我々は二重には払えません。460万、その中で経営でやっていただきたい」と主張されました。つまり石橋局長の主張は、「新制度になっても福岡市だけは、11時間開所を460万から200万円肩がわりした残りの260万で行う。そのため常勤保育士を充てずに、短時間保育士を常勤換算して対応すれば、460万の中から200万を捻出できる。それが経営だ」ということになります。

しかし、内閣府の「よくある質問集」はもちろんのこと、平成27年7月13日のこども未来局長通知においても、「本来の常勤保育士の配置が望ましい」とされています。さらに福岡市においては、保育標準時間認定園における加配を8割、正職の対象とされています。それなのに、長時間保育手当200万を各園に負担させるために短時間保育士の常勤換算を推奨されるとすれば、それは本末転倒です。

約束の時間となりました。まだまだ陳述できていない項目がたくさんあります。

- 1、新たな雇用の必要性和、福岡市が作成した平成27年度監査基準表との関係。
- 2、新制度における収入の問題は論議されたが、支出はどうなっているのか。
- 3、累積繰越金は必要なコストであること、高い累積繰越金に対しては、福岡市作成の協会補助金要綱で減額制度があること。

4、8月25日の委員会で、福岡市が厚労省から言われたという見解について、保育協会でも質問しました。厚労省の朝川課長は、「福岡市の主張には論理の飛躍があると私は思いますね」と言われ、その内容は、福岡市がおっしゃる見解とは異なる回答でした。

あり方検討委員会において我々に与えられた時間はあまりにも短く、満足いく意見発表になっていないことがほんとうに残念です。こうした論点を一つ一つ議論していただきたいと思います。委員の皆さん、これまでの資料をもう一度お読みいただき、疑問点があれ

ばご質問をお願いします。

最後になりますが、私たちはこれまでの福岡方式をさらに発展させ、より一層の保育士の処遇改善や労働環境整備を推進していただくことを希望して、保育協会からの意見陳述を終わります。

**【針塚委員長】** ありがとうございます。

続きましては、協会補助金の検証の参考となりますように、前回明らかになりました福岡市保育協会様あるいは福岡市こども未来局、双方の意見の相違について事務局に資料をまとめてもらっておりますので、それについてご説明いただきたいと思います。

**【事務局】** 事務局でございます。それでは資料1、カラー刷りのA3横の資料をお願いいたします。これは保育協会とこども未来局がこれまで資料や口頭で主張されてきた内容を論点に沿って整理したものです。なお、大変恐縮でございますが、整理をするに当たりまして、一部、新たな補足説明、先ほどのご主張ともかぶる部分がございますが、加わっておりますことをあらかじめご了承くださいと思います。

それでは、まず最初の論点です。長時間保育手当の性格、この手当が国の運営費と重複するののかといった点です。

左側が保育協会になっております。左側の1つ目の丸から説明いたします。この手当の性格は、市の要綱第6条に当たりますが、処遇改善費と明文化されておりまして、今般の国の新制度に伴って新たに保育士を雇用する費用とは異なるもので、二重払いではないとの主張です。

また、2つ目の丸、この手当は、従来の時間外勤務手当から変則勤務に対する手当に性格を変え、保育士に直接支給されてきたもので、下のイメージ図の緑色の部分になりますが、この手当は職員の8時間勤務の中に処遇改善として加算されているとのことです。

一番下のイメージ図は、新たな補足説明になりますが、11時間開所により変則勤務が必要になるところ、吹き出しに赤字であるように、変則勤務はこの手当がない賃金保育士も行っており、長時間保育手当は11時間開所の穴埋めにはなっていないということ。また、その右下の枠にございます手当の変遷の一番下に赤字で書かれておりますとおり、平成8年度からは11時間開所に直接関係しない正規調理員にも手当が支給されていること。以上から、この手当の性格は、あくまで職員の処遇改善のためのものであるというご主張です。

一方で、右側のこども未来局です。この手当の性格は、市の要綱第1条を根拠とする開

所時間延長を目的とした補助であって、職員の時差出勤に対する手当を支給するもので、単なる給与の上乗せではないこと。

また、下のイメージ図のとおり、朝・夕の時間を緑色の長時間保育手当と国の延長保育基本分——オレンジ色ですが——でカバーしていたところ、今般の新制度では運営費で11時間をカバーすることになりますことから、経費の重複が生じているとの主張です。

また、3つ目の丸、保育協会の補足説明に対する主張でございますが、11時間開所に必要となる職員雇用費については、内閣府の資料にあるとおり、平成26年度まで、これまでの旧制度においても、延長保育の補助だけではなくて、休憩時間の確保や長時間開所への対応といった観点から、常勤保育士1人分が保育所運営費に算定されていたとのことです。

また、引き続き次のページ右側のこども未来局ですけれども、長時間保育手当は要綱に基づき11時間開所を実現するためのインセンティブとして、職員の時差出勤により対応している保育所への補助ございまして、保育と一体的な給食の提供に当たる調理員も対象としているという主張です。

次の論点に入ります。次に、新制度との関係で、収入が増えるかという点です。

まず保育協会におかれましては、国の運営費に組み込まれた460万円は、保育標準時間認定の子どもの比率に応じて変化し、経過措置がある現在は97%と高い数字になっているものの、大変不安定であること。また、実際に短時間認定の割合が50%をはじめ、27%や17%、12%といった保育園もございまして、想定どおりの運営費が入ってこないこともあるとの主張です。

一方で、こども未来局は、現在、標準時間認定と短時間認定の割合が97対3になっていること、また、保育所ごとの試算の結果ではいずれも収入増となるため、従来の長時間保育手当を各園で支給することは可能であるとの主張です。

次に、新制度との関係で、新たな雇用や土曜日の開所時間によって支出が増えるかという点です。

左側の保育協会におかれましては、これまで国の延長保育基本分の一部、120万円で11時間開所を行ってきたが、今後は運営費に組み込まれた460万円をもって職員を増やそうとしていた。2つ目の丸、内閣府も、この経費は11時間開所に伴う常勤保育士1名を雇用するための経費としているが、これを長時間保育手当、いわゆる職員の処遇改善に充てると、他の自治体並みの保育士配置ができないとのこと。

また、ここは新たな補足説明になりますが、こども未来局の常勤換算できるという主張に対して、内閣府は、標準時間認定の子どもが少数の場合は非常勤で差し支えないが、基本的には常勤保育士を別途配置する必要があるとしていること。さらに、こども未来局の監査基準表でも、標準時間認定子どもの受け入れ加算の保育士1人も含めて、必要保育士の8割を正規職員とするよう努めることとされており、これに基づき指導されておりまして、27年度から1人加算して職員配置を行っているとの主張です。

また、一番下の丸ですが、これまで福岡市では土曜日は午後4時までの開所でありましたが、新制度で6時までとなったことに伴い、その分の経費も増加しており、運営費が増えるといっても非常に危ういという認識を持っているとの主張です。

これまでの主張をイメージにしたものが、3ページの左側の図になります。帯が上と下にあります。上段の帯が収入です。国が示した標準時間認定70%の例の場合の運営費の増加が322万円、それに対しまして下段が支出になります。オレンジ色の加配の常勤保育士が408万円、これにプラスして、黄色と青になりますが、土曜日の追加2時間分の人件費63万円と事業費・事務費80万円がかかるため、トータルの差し引きでは229万円、収支が悪化するという主張です。

2ページに戻ります。同じく新制度との関係の支出で、右側のこども未来局の主張になりますが、まず厚労省からは、既に延長保育を行っている施設であれば実質の雇用人数は変わらないとの回答を得ており、福岡市ではこれまでも11時間開所を実施してきたので、雇用について実質的な変更はないということです。

また、3つ目の丸です。常勤か非常勤かということですが、厚労省に確認したところ、必ず常勤でなければならないということはなく、短時間勤務保育士を充てる場合は常勤換算して適正配置をお願いしたいとのことでした。

次の新たな補足説明の部分ですが、「よくある質問集」101の内容につきましては、ここは常勤換算のことではなく、保育標準時間認定に係る保育士について、原則常勤保育士1人としているが、保育標準時間認定子供が少数の場合には非常勤保育士でも差し支えないことを示しているものであるとされており、その意味は下のイメージ図にございます。

また、その次の丸ですが、平成27年度監査基準表において、8割以上の正規職員の配置に努めることとしている「最低基準上の必要保育士数」、これは市の条例、いわゆる最低基準により算出される保育士数のことであって、加配保育士は含まないとしております。

さらに、一番下の丸ですが、土曜日の2時間延長につきましても、別途対応できるだけ

の経費が新制度の運営費に算入されているとのことです。

今の主張をイメージにしたものが3ページの図になります。同じく収入、一番上の棒グラフは460万円、支出については、一番下に赤字で矢印つきで書いてございますが、黄色の加配の常勤保育士についてはこれまでも11時間開所を実施してきているため変更がない、土曜日分については別途運営費に算入されているなどのことから、この補助金手当がなくなったとしても収支はよくなるとの主張です。

次に、研修費・被服手当について、補助継続の可否です。

左側の保育協会におかれましては、この補助金の見直しの契機となったのが包括外部監査でございますが、監査委員によると、廃止を求めているわけではなく、使途が補助目的に合致しているかどうかを把握していないことが問題視されていたと聞いており、2つ目の丸になりますが、補助目的に合致した使途になっているかを保育園が調査報告するという見直しを行うことで、継続すべきとの主張です。

一方で子ども未来局は、これら補助金はともに運営費に算入されていること、他都市では同様の例がほぼないこと、研修費については協会補助金全体の中で別途多様な補助を実施していることから、仮に使途を明確にするために領収書などによる精算を行うようにしたとしても、継続する合理的な説明は困難であり、見直しが必要との主張です。

次に、その他として、保育士養成校との信頼関係です。保育協会におかれましては、就職案内にこれらの手当を記載しており、この手当がなくなると、養成校と培ってきた信頼関係が損なわれるとの主張です。

一方で子ども未来局は、就職案内には「26年4月現在」との記載があり、その時点での給与を例示したものと受けとめられること、また先ほどもありましたが、各保育所とも収入増となっていることから、従来の手当を支給することは可能であるとの主張です。

4ページをお願いいたします。次に、国の方針との整合性です。

保育協会におかれましては、国は、全国厚労省関係部局長会議において、これまで自治体で取り組んできた地方単独施策、福岡市の補助金もこれに当たろうかと思いますが、こうした施策については公定価格の考え方を踏まえ、引き続き充実に取り組むよう要請しておりまして、今回の見直しは国の動きに逆行しているとの主張です。

一方で子ども未来局は、同会議資料の趣旨は、新制度において国が処遇改善を行うことを理由に、各自治体による処遇改善を見直した場合、その効果が薄まることを懸念したものでありまして、2つ目の丸、今回の見直しにつきましては、従来の手当を支給できる収

入増があることから、国の考え方には反せず、厚労省にも問い合わせをし、差し支えない旨の回答を得ているとのこと。また、被服手当と研修費につきましては、包括外部監査を契機に検討を行ったものであり、新制度における国の処遇改善を理由に見直すものではないとの主張です。

最後に、保育士の処遇改善に係る雇用主と市の責任・役割です。

保育協会におかれましては、委託料たる運営費だけでは給与水準が低くなる民間保育士の給与を引き上げるために、この長時間保育手当で加算する給与体系は、市の主導でつくられたものであり、市の監査でも厳格に指導がされてきたこと、それから、高い累積金を持った施設はこの補助金の減額制度が整備されておりまして、26年度は25施設が減額の対象となりましたが、これらの手当、処遇改善については給与規程どおり支給をしていること、それから、社会福祉法の改正で必要以上の繰り越しはできないこと、施設整備を行ったある園では、6,100万円の繰越金がありながら9,000万円の借り入れがあることを踏まえると、今後の施設整備に対応する繰越金も必要であること、平成25年度の決算では25%の施設が赤字となっており、経験年数が長い職員を抱える施設に赤字が多いという保育所運営費の収支構造上の問題があること、そして最後の丸ですが、これらのことは、市が児童福祉法に基づく保育の実施義務者の責任と役割のもとにつくった福岡市独自の仕組みで、保育園に長年指導監督を行ってきたところであり、その仕組みの中で雇用主としての役割を果たしてきたとの主張です。

一方でこども未来局は、まず補助の支出に当たっては、その原資が税金であることから、客観的に公益上必要であり、市民に対し合理的な説明が求められるとした上で、保育以外にも市が実施責任のある事業は多数あり、その多くを委託しているが、当該補助金以外に委託先の従業者の給与を上乗せするような補助金を出している例はなく、保育分野だけ支出するという客観的な説明が求められますが、3つ目の丸、長時間保育手当の性格を踏まえると、運営費と重複して払うことについて、市民に対し合理的な説明ができない。運営費の増額分を処遇改善に充てていただきたいが、どう使うかは経営者が第一義的に決める事柄であるという主張です。

長くなりましたが、説明は以上です。

**【針塚委員長】** ありがとうございます。

ただいま保育協会様からの補足のご意見と、論点の相違について事務局におまとめいただきました。それでは、これから質疑に移らせていただきます。

なお、本日の会議の後半は、「今後の補助金のあり方について」を議題としておりますので、協会補助金にかかわる質疑やご意見につきましては、おおむね午後2時までで終了したいと考えております。

質疑に当たりまして委員の皆様におかれては、保育協会、こども未来局のどちらにお尋ねしたいかを述べていただき、質疑を行っていただくようお願いいたします。また、保育協会、こども未来局の皆様は、委員から質疑があった場合には、その内容についてご発言いただきまして、委員の求めがなく発言することや、委員への質疑はご遠慮いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

ではどうぞ、ご質疑をお願いいたします。ある程度論点が整理されていますので、項目ごとに質疑などがいただければなおよろしいんですが、例えば長時間保育手当について、それから研修費、あるいは被服手当の問題、その他のことを含めてで結構です。よろしくお願いいたします。

どうぞ、松山委員。

**【松山委員】** 保育協会さんに一点教えていただきたいことがあります。問題になっている長時間保育手当という福岡市独自の補助金がなくなったら、経営者としては長時間保育手当を財源にした給与を払わないという理解でいいのでしょうか。払えないということですか。

**【福岡市保育協会】** まず、今のご質問で申し上げられるのは、原資がなくなるわけですから、払えなくなる可能性が高い。そして、第2回目ときの資料につけさせていただいておりますように、給与規程の中に、市から補助金が出なくなった場合には、例えば長時間保育手当が出なくなった場合には払いませんというふうに就業規則にうたっているところがたくさんありますので、そういうところでは出せなくなると考えております。

第2回目の資料4-2の10ページの右側に給与規程の事例が書いてありまして、例えばこここの22条を読み上げさせていただきますと、その2項に、「長時間保育手当の月額は、別表第8に掲げるところによる。ただし、長時間保育手当について福岡市保育協会より補助金の支給が行われなかった年度については当該手当を支給しない」と明記されていまして、実際、今現在も支給していない園がたくさんございます。

以上です。

**【針塚委員長】** どうぞ。

**【松山委員】** 今の回答には、市民から見るとおかしな点が2つあります。1つは、給

与規程にそのように書いてあるというのであれば、給与規程を変えればいいではないかということ。2つ目は、財源がなくなるということですが、先ほどの市の説明だと、トータルで見たら収入増になるのですよね。財源がなくなるというのは、何を以て財源がなくなるということでしょうか。

それから、前回も申し上げましたけれども、保育所の収支構造を見ると、福岡市の場合、1保育所当たり年間520万の利益が出ているわけですが、その財源は全部、税金です。仮に利益が減るとしても、それは税金の使い方が変わるということであって、経営者自身が負担しているということにならない、というのが私の意見です。

【針塚委員長】 では、第1点のほうから保育協会様、お願いいたします。

【福岡市保育協会】 給与規程を変えればいいではないか、増えているじゃないかという話なんです。私たちは今までずっと主張してきたとおり、従来の運営費から公定価格という内容には変わったんですけれども、基本的には460万の標準保育士の雇用費については、あくまでも雇用するための費用であって、目的がきちんと定まった費用なんです。だから、収入が増えるとか、何が増えるとか、そういうことではなくて、明確に規定された目的を持った費用なんです。ですから、二重払いとか何とかいうようなことを言われていますが、さっき言いましたように、例えば厚労省の見解では明確にそれは否定されております。

基本的に、これは11時間開所を保障するための基本的な雇用費ということですので、ほかに増えている部分というのも若干、加算というのも若干あつたりしますが、それはそれぞれに目的が定まった加算であって、それが何かが増えたり、収入が増えるというような単純な話ではない。公定価格の性格上、基本的にこれは運営費ということだと私どもは理解しております。

【福岡市保育協会】 これまで8時間開所だったのが11時間開所になったと。単純に計算して8分の11になったと。これは国家規模の予算ですと膨大な額なんです。これは概算ですが、3,000億円近くの額になるだろうと言われております。それが今回の公定価格のこの問題から言うと、約300億円、約10分の1に抑えられた額であると。だから、今度11時間開所になるというのは、ほんとうに大変なことなんだということも、ぜひご理解いただきたいと思っております。

【針塚委員長】 松山委員、よろしゅうございましょうか。

【松山委員】 説明の意味がよくわかりません。公定価格という公的な制度のもとにお

金が払われていたという主張ですけれども、公的な制度を決める権限を持っているのは所轄庁なのであり、社会のいろいろな構造変化の中で所轄庁が見直しますと言ったら、それに従うのが当然でしょう。経営者は、全体の財源が減るのであれば、それはクレームを当然言うべきだし、国の政策として子ども支援のためにお金をもっと投入すべきというのは誰もが認めることだと思いますが、保育協会さんの主張はそもそも経営姿勢に問題があるというのが、私の印象です。

【針塚委員長】 ほかにご質疑は。甲木委員、どうぞ。

【甲木委員】 両方に質問ですけれども、長時間保育手当の新たな補足説明とあるところの、福岡市こども未来局のほうの主張にある「内閣府の事業者向けFAQ」のQ4の①で「保育所運営費として、保育士の休憩時間を確保する観点や長時間開所に対応する観点から、配置基準上の人数を超えて1人常勤保育士を加配している」という、この話が今回新たに出てきています。

まず、こども未来局側への質問になりますが、これが長時間保育の人件費の部分を支えているということで多分出されているんだと思いますけれども、この加配は11時間保育をしていたところだけに出ていたのか、それ以外、それに対応していなかった保育園にも出していた、加配されていたのかという点についてがまず1点。

それから、この加配がいつから始まったのか。11時間保育を認める方向になったときに加配が始まったのか、そのタイミングの問題について、いつからの話になるのかというのが2点目。

3点目は、今回の新制度になって、この加配はなくなったのか、やっぱり運営費の中で維持されているのか。

以上の3点について教えてください。

【針塚委員長】 では、未来局のほうからまずはお願いいたします。

【こども未来局】 11時間開所で、これまでの運営費に1人加配がしてあるという表記をさせていただいております。基本的なことを申しますと、保育所を運営する間というのは、通常の保育を見る基準上の保育士だけでは回らないということがございます。といいますのが、8時間勤務の中で、当然、休憩時間、昼休みが入ったり、トイレに行く時間があったりということで、マンパワーとしては加配が必ず必要で、その部分が運営費に含まれているというようなこともございます。

それから、いつからということでございますけれども、運営費自体がいつからというの

は、明確に記憶しておりません。

今後につきましても、運営費の基本的な考え方として、これが含まれていると考えております。

以上です。

【針塚委員長】 では、どうぞ。よろしゅうございましょうか。

【甲木委員】 それでは、保育協会のほうから、この運営費の新しく出た補足説明に対する反論があれば、お聞かせいただければと思います。

【福岡市保育協会】 今、市のほうからご説明があったんですけれども、我々が左側に主張しているのは、長時間手当をいただいても、早出すれば後ろに穴があき、遅出すれば前に穴があくわけですから、少なくとも長時間保育手当はその穴埋めになっていないということなんです。市のほうから今日初めて見せていただいたんですけれども、これは別途、休憩保育士という制度があって、委員がおっしゃったように11時間開所をやっていなくても、例えば8時間分しか運営費が出ていなくて9時間あけているところ、10時間あけているところがあるので、そういうところにも一応、8時間以上の分についてのお金として出ていたものです。

90人定員までのところには常勤1、90人以上のところには非常勤1ついていたんですけれども、今、市のほうから説明がありましたように、このQ&Aの4のところにもあるように、新制度においてもこのままこのお金は出ています。ということは、新制度においても旧制度においても全く変化がないお金なんですよね。しかも、我々が問題にしている長時間保育手当と直接関係のないものをここで反論として挙げてこられたことがよく理解できません。逆に言えば、長時間保育手当では穴埋めできないことを市のほうはお認めになったのかなと私は解釈しております。

【針塚委員長】 よろしゅうございますか。

【甲木委員】 はい。

【針塚委員長】 ほかにはいかがでしょうか。どうぞ、納富委員。

【納富委員】 保育協会様にお尋ねします。例えば7時から勤務する方は4時までですよ。拘束9時間、実働8時間ですよ。それはちゃんと4時に帰れているんでしょうか。例えば9時からの方は18時ということなんですけれども。

【福岡市保育協会】 帰れています。帰れていない人には残業代をお支払いしていますので、原則帰っていただくようにしております。

【納富委員】 私の知り合いの労務士さんは保育園のクライアントさんをたくさんお持ちなんですけれども、残業代というのがあまり出ていないような感じがするということをおっしゃっています。実際、だから職員さんの処遇改善といっても、例えばお昼休みは子どもと一緒に食べるとか、ちゃんとしたリフレッシュタイムがあつてという、職員さん、保育士さんの処遇改善という部分で、それはどういうふうになっているのかなと思ひまして。

【福岡市保育協会】 福岡市における認可保育園は、福岡市の監査がほんとうにきめ細やかな監査で、今あつた残業代を出さないということが明らかになったら大問題になります。きちんと出すように定められていることですから、ほんとうに丸一日かけて、7人も8人も来られて、園の全ての書類を見られます。ですから、そういうことはあり得ないと思ひます。

【福岡市保育協会】 あと、個人的に申し上げますと、うちは定員100なんですけれども、確かに前は、正規職員の残業代だけで五、六百万円と多かつたんです。うちの場合は、朝早い時間、あるいは夕方遅くにお迎えに来られる保護者にきちんと対応するためには正規職員が当たるべきだということで、臨時職員には残業させていなかったんですけれども、でもそれは正規にとって負担になるので、臨時職員の方で残業したいという方もいらつしやつて、そういう方にはやっけていただいています。ですから、前は正規職員に残業代を五、六百万円出していたのが、今は正規職員と非常勤職員にある程度案分して出して、バランスをとつています。そうすることによって、さつき委員がおつしやつたように、処遇については、正規職員の負担が軽くなって、なかなかやめなくなりました。

以上です。

【針塚委員長】 よろしゅうございますか。

【納富委員】 そうすると、最初にいただいた資料の20ページにある福岡市の保育士さんの平均賃金30万3,700円という部分には、残業代も入つているのでしょうか。

【事務局】 事務局です。これまでに配付しました資料に保育士の給与などを出しましたが、この中には時間外手当は入つてございません。

【針塚委員長】 ほかにはいかがでしょうか。どうぞ。

【木村委員】 木村です。夕べ、ここに来る前に資料を何度も何度も読み直したんですけれども、やはり議論が最初からかみ合つていないという印象をどうしても持つてしまひます。

保育協会さんにお伺ひしますけれども、一番の問題は、おそらくこの460万というの

は、要するに、保育標準時間の子どもが100%だったら460万ということですよ。福岡市さんのこのデータというのは、基本的に100%で出していますよね。ということは、一番の問題は、それが実態を反映していないと。以前、福岡市さんは、たしか実際のところ97対3とおっしゃったと思うんですけども、実際のところ、現在ここは97対3でよろしいのでしょうか。

【福岡市保育協会】　そうですね、平均したら。

【木村委員】　平均したらですね。ということは、それはあくまで平均であって、それは各園によって事情が違ふということですね。ということは、構造としては、短時間の保育の子どもが増えるほど、この460万というのはどんどん減って、200万がなくなったら賄えなくなるという主張ですよ。

ということになりますと、福岡市さんにお伺いしますと、今の保育協会さんの話でいうと、460万、100%の前提で十分賄えるじゃないかという議論は、私は少し乱暴な気がいたします。一応、以前、保育協会さんが出していた資料では、厚労省の基準は7対3ということだったので、標準保育時間の子どもたちが何%以下になったら、この長時間保育手当を削った時点で賄えなくなるのかという試算というのは、福岡市さんは出されているのでしょうか。

【こども未来局】　試算は今の段階では出しておりませんが、福岡市が出しております資料のイメージ図を見ていただければと思います。1ページ目ですが、この台形の意味は、縦軸が子どもが入所してくる数で、標準的に9時になるとほとんどがやって来て、5時まで以降は少なくなっていくということです。今、標準時間というのはこの8時間を運営費で見て、その前後を長時間保育手当と延長保育の基本分でやっていますということで、こういう形の子どもの推移に合わせて保育士さんも配置されていく。当然、朝7時には少ない人数で、だんだんピークを迎えるにつれて多くなっていく、5時を過ぎてだんだん退所が多くなっていった減っていく、これをシフト制でやっていただいています。

先ほど言われました手当の関係で言いますと、短時間の子どもたちが多くなると、この9時から5時の間に入ってくるんですね、標準的に。30分前後ずれたりすることは園によってはありますけれども。ですので、そのような職員の配置、保育士の配置で対応できるのではないかと考えております。

【こども未来局】　それと、どのパーセントになると払えなくなるのかという試算はございませんが、2回目のときにも申し上げましたけれども、いろいろな前提条件はありま

すし、この間、協会さんからいろいろなパーセントのところがあるんだというご指摘をいただきましたけれども、それらも含めて、現状では一応、全園が収入増になっております。そこまでの試算ということになります。

それから、国のほうに「7対3という数字の根拠って一体どうなっているんですか」とお伺いしたときに、こういう調査結果で7対3というきちんとした根拠は持ち合わせていないということでございまして、予算要求なり何なりの数字としてお使いになったのかなと。当然、7対3と出された後に、いろいろ標準時間の取り扱いとかも少し変わった部分もありますので、そういうところは加味して我々も考えております。

以上です。

【針塚委員長】 木村委員、よろしいですか。

【木村委員】 それと、もう一つ気になったところが、前回の議事録を読んだんですけども、今日いただいた資料の2ページ目、新制度との関係のところについて、たしか保育協会さんの主張の中で、短時間運営が50%とか17とか、そういう話があったと思います。この中で、保育協会さんの発言の中で、「経過措置」という言葉が使われていたと思うんですよ。経過措置で、例えば短期間なんだけど標準でやっている子どもがいるという話をされてましたよね。そういう費用というのは、全部保育所もちということになるんですか。

【福岡市保育協会】 特に大きな経過措置というのが、新しい制度をソフトランディングするために、在園児に関しては短時間の人でも全部長時間にしていいということになっていて、その費用は長時間で来ますので、きちんと運営費として長時間でいただいているということです。

よくわからなかったんですけども、あくまでも7対3とかいったものは、正確な統計資料とかいったものではないと。私、8月27日に、市の見解を問うために朝川課長という厚労省の課長さんにお時間を少しいただいておりますときに、「7対3って何ですか。これは将来的にだんだん短時間の人が増えていくという想定で出された数字ですか」とお伺いしたら、朝川課長は「そうではなくて、確かに福岡市は長時間が多いかもしれないけれども、経過措置などが全部なかった場合、全国平均ではもう7対3になっているんだ」と言われました。これは課長さんのおっしゃる話なので、そうなのかなと思って帰ってきたんですけども。

【木村委員】 なるほど。以上です。

**【針塚委員長】** よろしいですか。ほかに。どうぞ。

**【瀧野委員】** お疲れさまです。保育協会さんにお問い合わせがあります。それは現場の声をもっと具体的に伝えていただきたいという強い願いです。例えば、先ほど未来局のほうから、台形のこの図に対して、7時から少しずつ子どもが集まってきて、9時から5時までが一番子どもたちがピークになるだろうというお話がありました。その中でのシフトということでやれば、そこそこいけるのではないですかという説明だったり、また、2ページに飛んでしまって申しわけないんですけども、新制度との関係の支出のところのちょうど真ん中あたり、厚労省からの話の中の一番最後のほうなんですけど、「実質の雇用人数は変わらないと思われる」という回答を得ていると。その「と思われる」という、要するに机上で考えたものと、皆さん方は現場第一の人間ですので、そういう面から加配とかいったものはどうなっているのかを、もうちょっと主張していただきたい。

特に障がいのある子たちも先生方はほんとうに見てくださって、一人ではないはずなんですよね。そういう人たちが朝から来たときに、こうであつたらいいというようなシフトにはなかなかならない。そういう現状がたくさんあると思うので、そのあたりをもうちょっと聞かせていただけると、皆さんおわかりになるのではないかと思います。

**【福岡市保育協会】** よく保育園に見学に来られます。今日も午前中、11時からと11時半からと2人の方の見学がありまして、11時半からは3歳の障がいのあるお子さんでした。ADHDということで、ほんとうに話しながら涙ぐまれて、とにかく僕は話を聞こうと思って、ずっと聞きました。何とかしたいと。集団に入れることがいいのかどうかとかいうこともいろいろ話をしました。入れるにしても、今この子を入れるとどれだけのスタッフが要るのかとか、ほんとうに頭によぎります。何とかやらなきゃいけないことなんだろうと思ひながら話は聞いたんですけども、とにかく人というのが保育園にとってはとても大事です。それも、子どもにどれだけ寄り添えるかということが決め手です。それで私は、一人でも増えることがいいことだと。今回の新制度は、ああ、それだけはいいなと思って、ものすごく期待していました。とにかく一人増えるということは、保育士のいろいろな労働環境もよくなるし、もちろん、そのことが子どもの処遇の改善に直結します。これを何とかしていただきたいと思ひております。

**【福岡市保育協会】** 追加します。今、障がい児のお子さんのお話がありました。障がい児のお子さんは確かにおられるし、うちも今日4人ほどおられるんですけども、1人が朝からずっとついてきます。給食の時間もその子がぐずったりするもんですから、もう

4歳になるんですけれども、ずっと外で遊んで、その子の気持ちを立て直そうということで職員がついています。当然この人はフリーでうちに来ていただいています。補助単価としてはとてもじゃないけど合いませんが、やはり我々は目の前にいる子どもたちを大切にしたいという気持ちでやっております。

それと、障がい児だけではなくて、今、障がい児と認定されなくても、課題を持っていらっしゃるお子さんはたくさんおられるんですよ。それプラス、いろいろな考え方のお父さん、お母さんがおられて、お母さんの中にはやはり子育て……。

【針塚委員長】 済みません、障がい児保育については後でまた議論できると思うので。

【福岡市保育協会】 はい。子育てに関して悩んでいらっしゃる方に対応する人的な配置というのは、ぜひ必要だと思っていますので、加配というお話が今ありましたけれども、そのところはぜひ我々としては、現場の代弁者としてそういう話を聞いていただきたいと思っています。

【針塚委員長】 よろしゅうございますか。

【湊野委員】 それについて未来局のほうはどのように考えられますか。加配の分と、それから福岡独自の福岡方式という話も聞かれていましたけれども、そういう加配の面について何か考えていることがあれば教えてください。

【こども未来局】 先ほど出ました障がい児保育の件で言えば、福岡市はこれとは別の補助金をお渡ししております。集団保育になじむお子さんに対しては集団の中で育てていただきたいということで、そういう制度を福岡市では設けております。

【針塚委員長】 よろしゅうございますか。

【湊野委員】 はい、ありがとうございます。

【針塚委員長】 ほかに。どうぞ。

【上田委員】 上田です。よろしく申し上げます。

今、私は市民の立場から、保育園に実際子どもを通わせていて思っているのが、9時から5時までという標準の時間があると思うんですけれども、実際は7時過ぎとかには保育園に連れて行って、6時ぎりぎりまで、お迎えに間に合わないか間に合うかぎりぎりのところで行っているの、先生方の実際に働いている時間はこれをすごくオーバーしているのではないかなと、単純に見て、実際に保育園に通わせてみて思っています。

お金のこととか、単純に増えるからいいんじゃないかなとは私は考えておりました。実際、その増えた分の予算で園のほうでどのように運営されていくのかなと、園の裁量と言

ったらなんなんですけれども、保育園自体がどのようにそのお金を使って今後にかかしていかれるのかという話し合いになるのかなと思っていたんですね。でも実際、少し増えるけれども、それは目的によって違う、目的で違うというところで、私も頭の中がちんぷんかんぷんになってきて、わからないところはあるんですけれども、実際に保育園の先生方が9時から5時という時間で働かれていないことはわかりますし、障がいを持っているお子さんには、たしか市から、そういったお子さんが一人増えれば加配の先生がつくということも、実際私が行かせていた保育園でもありましたので、そういうのをわかってはいたんですけれども、それ以上に大変だなということもわかっております。私の中では、こういう詳しいお金のこととか、うまくお伝えすることはできないんですけれども、保育園の先生たちがとても大変な思いをされている。

先ほど渕野委員からも言われましたように、現場の先生の意見、1回目の先生方の意見が一番身にしみて、ほんとうに生の意見だったかなと思いますので、もしここに今後、そういった、今働いてある先生がどのように大変で、どういったところがきつかったのかとか、こう変わるによってこういうふう期待しているんだということが少し出ていたら、市民の心情に訴えるところがあるかなと思いました。

済みません、両方への意見になりました。申しわけありません。

**【針塚委員長】** ありがとうございます。

ほかにご質疑は、どうぞ、櫻木委員、お願いします。

**【櫻木委員】** 先ほど木村委員のほうから、両者の意見がなかなかかみ合わないというお話がありましたけれども、私もその点は非常に同感でして、どうしてそういうふうになるのかなといろいろ考えていたんですけれども、子ども・子育て支援新制度が今年から発足しまして、その中で今までの保育所に対する考え方を国全体で考え直すということになったんだろうと思うんですね。ですから、保育協会さんの今までの過去の経緯とか歴史とか、そういったところはいろいろ思いはありましようが、この新制度の中でどういうふうに収支を考えていくかということを見直しながらかけていくほうが、より建設的なんじゃないかと私は感じました。

もう一点よろしいでしょうか。その点について、後で保育協会さんのほうにお聞きしたいんですが、2点目もあわせてよろしいですか。

**【針塚委員長】** はい。

**【櫻木委員】** 2点目は、資料4ページ、保育協会さんの主張の中に累積繰越金について

での言及がございますけれども、これまで各保育所の経営努力としての累積繰越金、つまり収支余剰の獲得を図るという経営努力でこれが生じてきたのか、あるいは、これは今までの措置費などは税金が源泉ですから、それが結果としてこういう形になったのか。

社会福祉法人にもいろいろありますけれども、保育所さんのほうは非常に誠実に経営されているんじゃないかという個人的な印象を持っているんですけれども、その点で、社会福祉法人の経営上いろいろ問題が生じているような業種もありますね。保育所さんの場合はそういったことはあまりないんじゃないかと想像するんですけれども、この累積繰越金が、経営上どういう結果として生じてきたのかというところのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

【福岡市保育協会】 まず、委員の一番最初のご指摘の、新しい制度になったんだから新しい考え方が必要なのではないかということに関しましては、先ほど、うちの西尾部長のほうから最後にありましたように、新しい制度になったので、これまでの福岡方式をさらに発展させて、より一層の保育士の処遇改善や労働環境整備を推進しないといけないなと私どもは考えております。それが1点。

それから、累積繰越金をどうやってというお話なんですけれども、委員もおっしゃったように、保育所の場合はいろいろな大きなお金をためておられる施設とは違って、小規模でやらせていただいているので、私としては経営努力でためてきたという自負を持っております。ただ、では100%そうかということ、確かに福岡市の場合は九州の中でも補助制度が非常に充実していますので、そういったことも含めてのことだと思っています。両方だと思っています。

ただ、先ほども申し上げたように、累積繰越金をためる場合、規模別の上限を市のほうで設定されています。それ以上ためたらペナルティーがありますので、そんなにむちゃな累積繰越金をためること自体があまりないんです。実際、先ほどの絵の中に出ていますように、立てかえたりしてしまうと、それでほとんど終わり。9,000万円の借入金があれば、542万ぐらい元本と利子の返済を毎年していかなきゃいけなくなりますので、そういった状況ということを委員の皆様にもお考えいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

【針塚委員長】 よろしゅうございますか。

【櫻木委員】 はい。

【針塚委員長】 協議する時間が迫ってまいりましたが、一つだけ委員長の立場で協会

さんにお尋ねします。協会さんのご主張は、従来どおりの市の延長保育の体制を新制度のもとでも維持せよというご主張なのか、新制度に基づいて市なりが配慮して同じことをしなさいというご主張なのか。市のほうに伺ったところによりますと、公費がそのまま出てきていますから、市がそれを操作することはできないということでございましたけれども、一体どういう形で残したいのか、「こうしなさい」というご主張なのか。特に長時間保育手当については、どういうシステムをお考えなんでしょうか。

【福岡市保育協会】 まず、この論争といいますか、こういう話になった経過というのが、二重払いとかいう言葉がよく出てきておりますけれども、基本的に目的の違う費用であって、いわゆる雇用費と、市の単費助成なんですよね。ですから、明らかに目的が違うお金だと思っております。基本的に私どもはそういうふうに主張しております、ですから単費助成の削減という形になるんですよね。ですから、私どもはそういう意味で、職員処遇の改善・充実というのを、ずっと前からいろいろな場所で訴えてきておりますし、その処遇改善の充実・拡充という意味から言っても、私どもとしては削減はやめていただきたい。

そして、長時間保育という名称自体は変わったとしても、処遇改善の充実した手当として、今後、福岡市の子どもたちの未来、それから職員処遇の問題、それから今の人材確保が非常に難しい局面なんですけど、国も国を挙げて、この人材確保については一生懸命取り組んでおります。消費税の1%というの、子育てに充てようという新制度の流れがあって、7,000億、それから4,000億が量的拡充、3,000億が質的拡充ということで、職員処遇の部分というのはすごくウエートが高いんですよ。ですから、いわゆる保育士離れというのが非常に、福岡市もそうですし、全国的もほんとうに進んでおります。その分の充実・拡充をするためにも、この制度はぜひとも残していただきたいと思っています。

【針塚委員長】 この制度を残せというのは、国の制度は変わったけれども今までの制度を残しなさいという意味ですか。つまり、市が運営費をコントロールしなさいということですか。

【福岡市保育協会】 委員長がお尋ねになっているのは、長時間保育手当という制度を残すことに固執するのかどうかということだと思うんですけども……。

【針塚委員長】 そうですね。

【福岡市保育協会】 私は、このあり方検討委員会で委員の皆様のご意見をいろいろお聞かせいただいて、市のほうも、間接的にこういう形で、我々と市、いろいろ意見交換を

している限りでは、最終的に我々が一番守らなければいけないのは、子どもたちの保育の質であり、それを担保する保育士の処遇なわけですので、今ある長時間保育手当というものにこだわる必要はなくて、新たにそういったものをきちんと担保できるように新しい制度の中で考えていかなければいけないのかなと考えます。当然、今まで福岡市には、福岡市方式と言われる非常にいい保育行政をやっていたいただいていますので、それをベースにしたものでなければならないと思うんですけども、委員長がおっしゃるように、何が何でもこの長時間保育手当にこだわるということではございません。

【針塚委員長】 私は理解ができないのでお尋ねしているんですが、新しい制度で運営費が支払われますよね。その運営費とは別に、市が今までどおりのものを出しなさいと言っているのか。議論がわからないんです。「国からのものは国からのものでいただきます。プラスアルファとして市からは従来どおりのものを出しなさい」という制度をご主張なさっているのか、そこがわからない。

と申しますのは、この手当がなくなったらありませんよという就業規則について、私はむちゃくちゃだなと思いましたがけれども、そういうことがあったりとか、あるいは今後、園によっては出ませんよとさっきおっしゃいましたので、とんでもない話だなと伺っていたんです。それは保育士を養成する立場としてもそう思っていますけれども。ですので、協会さんは具体的にどういうイメージで今度のことをおっしゃっているのか伝わってこないんですね。新しい制度の中においてどうしろとおっしゃっているのか。

【福岡市保育協会】 職員に直接渡る処遇費を残していただきたいと言ったのは、今の形ということにこだわるわけじゃないんですけども、いわゆる職員の処遇改善というのをですね……。

【針塚委員長】 それは運営費と別途にという意味ですね。

【福岡市保育協会】 そういことです。

【針塚委員長】 おっしゃっていることはわかりました。

どうぞ。

【納富委員】 そもそもなんですけども、福岡市は平成12年から11時間保育ということで始まったんですよ。その移行措置として、福岡市の保育協会に補助金を出すので、そこから保育士さんのほうにということで流れていっているわけですよ。そういう認識ですけども、よろしいですか。保育協会さんのほうから保育士さんのほうにということですよ。なので、そもそも運営費というのを今度国から出すので、別に長時間保育

手当というものにこだわらなくても、それをなくしても、移行措置だったので、そもそもいいんじゃないかというのが私の個人的な意見です。

【針塚委員長】 済みません、時間になりましたので。基本的な、市の保育協会様の「こんなふうやってほしい」というご意向は何ったような気がします。論点の違いというのが私の中では少しはっきりしました。

まだご意見、ご質問はございますでしょうか。納富委員、切ってしまったんですがよろしいですか。

【納富委員】 大丈夫です。

【針塚委員長】 じゃあ、松山委員、どうぞ。これを最後にさせていただきたいと思います。

【松山委員】 今、委員長がご質問なされたことは非常に重要です。協会さんのほうから「名前にはこだわらない」というお話があったのですが、だったら、こんなにもめることはなかったのではないかと。

もう一つは、次の補助金の議論につながることです。この資料の4ページで協会さんの主張の中に書いてある、保育所を運営している事業体の中には赤字のところは25%あるということなのですが、全体で約200の保育所ということであれば、私は市のほうで財務分析して、収益格差がどこで生じているのかを明確にすれば、多分、次の補助金の制度の見直しにも大いに役立つのではないかという印象を持っています。

以上です。

【針塚委員長】 ありがとうございました。

不手際で2時を大分過ぎてしまいましたけれども、ここまでで補助金の持ち方についての議論は終わらせていただきたいと思います。5分程度お休みいただいて、次の議題に進みたいと思います。ありがとうございました。

(休憩)

【針塚委員長】 それでは、委員の皆様がご着席いただいたようでございますので、本日の議事の二つ目、今後の補助金のあり方についてご意見等をいただきたいと思います。

まず、委員の皆様のご意見を伺う前に、本委員会の目的を改めて確認させていただきます。

本委員会の目的は、設置要綱の第1条、また冒頭の貞刈副市長のご挨拶にもございましたが、国の新制度の実施に伴いまして現在の協会補助金について検証を行い、一つは、保

育士の処遇改善に資すること、もう一つは、市民の理解が得られること、この2点に照らして今後の補助のあり方について検討することでございます。

1点目の保育士の処遇改善については、その必要性に異論はなかったかと思えます。また、保育士にまた戻りたいと思うような環境づくり、給与以外の部分の働き方や労働条件も重要ではないかなどのご意見もございました。

また、2点目の市民の納得性につきましては、まさに先ほどご議論いただきましたように、新制度と市の補助金の税金の二重払いという問題、それから、職員の処遇改善は誰の責任においてなされるべきなのかということも論点だったと思えます。

こども未来局と保育協会様との間では、協会補助金の一部について廃止または存続という全く異なる意見、主張があるわけですが、委員の皆様におかれましては、これまでの意見や論点も踏まえまして、全体を通して総括的なご意見をいただければと思っております。皆様全員から、お一人ずつご意見をいただきたいということで、恐縮でございますが、席順みたいなことで、こちらからよろしゅうございますか。困りますか。

【上田委員】 難しいですね。

【針塚委員長】 そうですか。では、木村委員、お早目に御退席ということでございますので、ご意見いいですか。

【木村委員】 ずっと議論に参加させていただいて、そもそもスタート地点がずれているという印象は最後まで持たざるを得ませんでした。やはり長時間保育手当というもののあり方が、保育協会さんと福岡市さんでかけ離れているという印象をずっと持っておりまして、そのスタート地点がずれているから、いつまでたっても議論は平行線になっている気がしています。

私は、この長時間保育手当というのは、保育協会さんの見解とこども未来局さんの見解が違うのはごもったもな気もしますが、長時間保育手当の性格については、保育協会さんとこども未来局さんのお話を伺ったり、要綱とかを読んでいる限り、実態は保育協会さんの主張に近いと思えました。そう考えますと、全く違うものを比べているという。違うものを廃止して新しいものを入れるということで、処遇改善の問題なのか運営の問題なのか、最後までごちゃごちゃしながらずっと議論をしてきた印象です。

結論を言わなければいけないですね。確かに、延長保育の分については、明らかに新制度になってから増える。もちろん、増えるといいましても、保育している子どもの人数によってかなり不安定になるというのが、おそらく保育協会さんの主張だと思うので、やは

りそういった経営の不安定さを解消するような、処遇改善も含めた何らかの手当が必要なのかなど。単純に、今までの保育手当を全部廃止して、全部延長保育分に回しますよとなってしまうと、処遇が大幅に低下する保育所が出てくるのではないかという危惧はあります。なので、何らかの処遇改善措置は必要ではなかろうかということの一つ、私としては今のところ思っております。

それともう一つ、福岡市さんのほうに申し上げたいんですけども、今日いただいた資料の2ページ目、加配分というか、別途配置する常勤保育士の分は非常勤で代替可能だという言い方、非常勤でいいですよというアプローチというのは、保育所側の経営判断でそう判断するのはありだと思うんですけども、保育に責任を持つ福岡市さん側から言うのは、保育の質の担保とか保育の充実という施策、全体像、国の政策も含めた施策目標からいくと、少しいかがなものかという印象は持ちます。

今のところは以上です。

**【針塚委員長】** ありがとうございます。新制度に移行するにしても、何らかの対応が必要なのではないかというご意見を伺いました。

では、甲木委員、よろしゅうございますか。何か資料をいただいていると。

**【甲木委員】** はい。このペーパーは委員にだけ配付しているんですよね。

**【針塚委員長】** はい。

**【甲木委員】** 済みません、複雑な話になるかもしれないと思ったので、A4で1枚のペーパーを委員に対しては配付させていただいておりますけれども、甲木のほうから。

長時間保育手当が今回、一番の問題になっていて、見直しとして、まずこれをどうするのかという話が最初に出てくるのかと思いましたので、それについて少しまとめてみました。先ほど委員からもお話があったとおり、長時間保育手当に関して、保育協会と福岡市の見解がスタートから違うというところで、これについてなぜそうなるのかというところを、特に前回の意見を聞きながらまとめたものがこのペーパーです。

長時間保育手当の目的は、福岡市長時間保育実施要綱という2回目に配付された資料に書いてあるとおり、保育所の開所時間の延長が目的とされ、手当自体ができ上がっています。保育所も、開所時間を延長するということになれば、当然それをやろうとすると、もともといた保育士の勤務時間を延ばすか、新たに保育士を入れる、保育士の数を増やさないと本来は対応ができないはずです。なぜかといえば、もともと児童の人数や年齢に応じて配置保育士の最低人数が決まるという制度になっていますし、現実子どもを預かる時

間自体は必ず増えるはずですので、それが増えれば、本来、時差出勤だけで対応できるはずがない、ローテーションでどうこうできる話ではないはずで、本来であれば、勤務時間を延ばす、あるいは保育士の数を増やすという話で、例えば時間外手当で給与を増やすか、新規保育士の雇用に回す補助金がなければいけなかったはずですが。それなのに、この長時間保育手当というのは、既存保育士への処遇改善費という形で、もともといる保育士に対しての加算みたいな形だけになってしまっていて、それを時間外手当として執行することもできないし、新しく保育士を雇うときに、その金額を全部回すこともできない。保育所の開所時間の延長に直接には役に立たないような形で補助金が、少なくとも平成6年度からですかね——昭和45年度のときには、おそらく超過勤務手当ですので、本来の長時間保育手当的なものだったと思いますけれども、平成6年に性質が変わって、よくわからないものになってしまった。

そうすると、それをうまく使って長時間保育を手当てしようと思うと、既存保育士に対してサービス残業みたいなものを強いるような形になるのか、あるいは新規保育士の人件費を賄うためには、みんなの基本給を出た手当分下げて、その余ったお金で新規の保育士を雇うという形にしない限りは対応ができない感じの補助金の体系になっている。そういう意味で、補助金の目的と補助金の支出の仕方が全く合っていない、いびつな補助金の体系になっているのが、多分、今回の長時間保育手当の実質ではないか。

それで結局、保育協会からは、規定を見る限りは処遇改善費となっているし、どう見ても既存保育士にしか払われないので、二重払いにならないのではないですかという話は、当然そういう解釈になってくるだろうし、目的の面から考えると、市のような発想になってくる。結局、そういう双方の見解の差が出ているのではないかと私としては一応解釈しました。

ただ、何でこんな変な補助金になったかについては、補助金を決めたのは、当然、保育所ではなくて福岡市側なので、ある意味、福岡市側の責任です。ただ、責任があるからそれを続けないといけないかという、必ずしもそういう話にはならないと思いますし、これだけ目的と手段が合致しないようないびつな補助金は、やはり基本的には廃止しなければならぬだろうと私は思います。

ただ、廃止でいいのかということで、2点、注意しておかなければいけないと思います。一つは、いびつな形にされたせいで、正直、個々の保育所がどのように対応されているかわかりませんが、手当が入った分、基本給を下げられたところもあるかもしれませんし、

それぞれサービス残業、もちろんよろしくはないんですけども、そういうことも含めた手当として処理した保育園もあるかもしれません。このいびつな形を正そうと思えば、先ほど松山委員の質問の中でもちらっと出てきましたけれども、賃金・手当の変更が多分必須です。ただ、賃金・手当を変えるのは、当然、労働者があつての話なので、労働組合があれば当然、労働組合との協議も必要になりますし、ないにしても、個々の保育士と、こういうふうになって、こうなるからという話をしながら、賃金規定全体を見直さなければいけません。もともとの手当の状況が、全職員ではなくて、正規保育士と正規調理員だけになっていて、それを手当をなくした形できれいにしようと思えば、それなりの時間がかかってくるはずですよ。それを一方的に切ってしまうのは果たしてどうなのかと思いますので、そういう観点では、廃止するにしても一定の時間的な猶予が必要になるのではないかと思いますのが1点です。

もう1点は、では廃止をするということでもいいのかということですけども、保育に関してはむしろもう少し予算をかけていくべきではないかという流れの中で、単純に廃止するのは果たしてどうなのかなと思います。先ほど、保育協会から、特に長時間保育手当という制度にこだわるわけではないという話もありましたので、どの程度の予算規模にするのか、どういうものにするかは別として、きちんと目的と手段が合致する別の新たな形の補助や支援が考えられるべきであろうと、そういうものとセットで廃止を考えるのが本来の姿ではないかというのが私の意見です。

以上です。

**【針塚委員長】** ありがとうございます。

上田委員、よろしいでしょうか。

**【上田委員】** 私は、一番初めに言わせていただいたように、保育士の皆さんは、目的や意欲をすごく持って保育士になられているのに、その先生方が早い時期にやめていかれる現状を何とかしなければいけないと。そのために、今回の会議では先生方の処遇改善が一番、必要なのではないかと思います。

保育士協会の方に、福岡市は補助制度が充実していると言っていました。私も子どもを育てていく中で、「福岡市はとってもいいね」と他県の友達から言われます。福岡市の子育てはとってもいいと言われる中で子どもを育てておりますし、できれば、これを機に福岡市がモデルとなって、国に処遇改善とか、保育士の先生方の地位の向上といったら何ですけども、一番大事な時期に子どもたちを育ててくれているというところから福岡

市がモデルとなって、もっと全国に発信していただけるといいなと今回思いました。

先ほど甲木委員にお話ししていただいて、私も、わからないなと思っていたことがちょっとスッキリした気がします。保育士の先生方、そして福岡市の方々にも今までほんとうによくしていただいておりますけれども、今後、福岡市がどうなっていくかを一市民としても見ていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【針塚委員長】 ある意味、甲木委員が出されたご意見の方向と同じと考えていいですか。

【上田委員】 はい。

【針塚委員長】 櫻木委員、よろしゅうございますか。

【櫻木委員】 今回の保育協会の補助金については、長時間保育手当が一番の論点となっていたかと思うんですけれども、子ども・子育て支援新制度の公定価格の中にそういった項目が含まれているわけでしょうから、そうすると、従来の福岡市の補助金は新制度にとってどういうものなのかを全部洗い直す必要があって、その結果、二重の支給になるということになると非常に問題でございますので、その点は注意が必要だと思います。

長時間保育手当については、新制度の公定価格の中に含まれているという理解でございます。いみじくも、先ほど保育協会さんから名目にはとられずに継続してほしいというお話もございましたので、これは新しい収支構造を新制度の中で考えていけばいいことです。したがって、従来の長時間保育手当という形ではなくて、新制度の運営費以外にほんとうに必要なものがあれば、それを福岡市が政策的な補助金として検討するということがあれば話はわかりますが、そのまま存続させてこれを支給することについては、極めて問題があると考えます。

今後のあり方といいますか、全般的な補助のあり方につきましては、今ちょうど社会福祉法改正が、国会でどうも可決されずに継続審議になったようでございますので、社会福祉法改正と、それから、新制度に移行したということをあわせて、これから考えていく必要があるのではないかと考えます。

社会福祉法の改正については松山委員がご専門でございまして、私が言うのは恐縮ですが、私が非常に重要だと思っておりますのは、その中で、事業運営の透明性の向上、特に財務諸表の開示義務といった点が項目として挙げられております。もう一つは、財務規律の強化の点でございます。

改正案が通らなかったのも、1番目の事業運営の透明性、特に財務諸表の開示が強制さ

れることはないんでしょうけれども、補助行政の前提としては、正しい財務諸表が開示されるのが前提かと思います。市で非常に厳しい監査をされているやにお聞きしますので、例えば、日本公認会計士協会が社会福祉法人の財務分析を公表していますので、そういったものを参考にして、補助行政でめり張りをつけることも必要ではないかと考えます。

もう1点は、財務規律の強化。先ほど話が出ました繰越金です。福岡市が定義している繰越金がそのまま社会福祉法の改正でいうところの再投資可能な剰余といったものと合致するかどうかは別途検討する必要があるかと思いますが、新しい社会福祉法の考え方に沿って、再投資可能な剰余の分をみずから再投資するように、補助金を支給する前に福岡市から指導していただくことも必要でございましょうし、そういったものが残存しているということは、税金がそのまま残存しているということで、今までの補助金が多かったという結果にもなりかねないので、保育所の経営者の方も、そういったものを有効に使う経営努力をこれからもしていただく必要があるかと思いますが。

以上でございます。

**【針塚委員長】** ありがとうございます。

では、納富委員、お願いいたします。

**【納富委員】** いろいろとおっしゃっていただいておりますので、簡単に私の個人的な意見を申し上げます。

長時間保育手当制度にこだわるわけではないということをおっしゃいましたので、それについては廃止するのが一番いいのではないかと思います。

子どもを一生懸命育てておられる保育協会の保育士の方々のたゆまない努力というか、愛情を持って子どもに接しておられる姿にはほんとうに敬意を表しますし、頭が下がります。やはり福岡市と保育協会が敵対的になるのではなくて、一枚岩で福岡市の子どもたちを支えるという構図になってほしいと思います。

この前も、保育協会さんの不安というのは、多分経営的な不安と、人材確保の不安のような気がするんですね。その目に見えない不安。やはり新しい制度については、どこの企業でも従業員が何か言うてくるんですけども、そういったところを大丈夫だよということで移行的な措置を何か講じられれば、目に見えない不安は払拭されるのではないかと思いますので、ぜひ、敵対的ではなくて、将来の子どもたちと一緒に育てていこうという明るい関係になっていただきたいと思います。

以上です。

【針塚委員長】 ありがとうございます。

では、瀧野委員、お願いいたします。

【瀧野委員】 瀧野です。私が今日、全体を通して一番びっくりした、驚いたことは、長時間保育手当にこだわらないという発言でした。ああ、そうだったんだと思って。やはり文言のひとり歩きと、文言の解釈の違いが一つあったのかなと思いました。

そして、国の新制度で不足している部分を福岡方式として補填をしてあげるというか、補助、支援をしてあげるところを一つつくってくれれば、今回の議論が非常に生かされると思います。

それと新制度について、保育協会の皆さんがもうちょっと詳しく掘り下げて勉強して下さったらと。実は、この新制度は、日本の国が少子化になることを前提としてつくっているのです、園児が減れば減るほど公定価格はかなり上がっていきます。大きい園のほうがマイナスになっている状況なんですね。それを考えても、これから福岡はそんなに極端には減らないようではすけれども、それでも待機児童が61人という話が出ていました。未入所児童も1,500人ぐらいいるような状況ですので、まだまだ保育所の使命というか、皆さんの力をかりないと福岡市もやっていけないと思いますので、そこら辺はしっかり考えていただかないといけないと思いますが、新制度を考えたときに、長時間保育のお金も入る、それから土曜日を開所したときにもきちんと補助金はおりてくるので、その中で、保育士さんを雇うなり加配なりすることも可能だと思います。不安を自分だけで抱えていても仕方がなくて、とてもいい制度になっているので、それができるように現場が頑張ればいいかなと思っていますところでは。

それから、赤字になっているという主張もありました。でも、当初質問したときに、そうでもないという話もされていたので、赤字にはならないということも、新制度を勉強すればきっとわかっていただけるのではないかと思います。そこら辺は、経営と子どもの教育や保育という部分をどう考えるか、教育・保育を一生懸命やることによって、いろいろなものを手厚くするのが福岡としても理想的だと思いますので、その辺はひとつお願いしたいことです。

もう1点は、浮いたと言ったら変ですけれども、削減するであろう5億円、福岡市がこれをどう有効に使うかということだろうと思います。未来を担う子どものために使いますとか、福祉のために使うんだということも多少考えてください。削減するのではないんですよね。うまく調整して、その部分をもっと違ったところに使っていったり、さっきみた

いに、ほんとうに困っているところに福岡方式で使っていくとか、そういったことが少し見えると、保育士協会の人たちも、「ああそうか」というところが出てくるのではないかと考えたところです。

とにかく、今日は経営者の方々ばかりでしたけれども、一生懸命現場で働いている保育士さんがどれだけ苦勞して、いろいろな子どもたちを預かっているか。ほんとうに私も自分で、冷や冷やどきどきしながら子どもを預かっているんですけども、これからも子どもの幸せのために、とにかく心一つにして、ともに手を携えて頑張っていたらありがたいと思っています。

以上です。

**【針塚委員長】** ありがとうございます。

では、松山委員、お願いします。

**【松山委員】** 私はこの委員会に出させていただいて、社会福祉法人の方々には、補助金をもらうのが当たり前という感覚が非常に強いという印象を最初に持ちました。私は、全国の社会福祉法人の調査をしていますけれども、ほかの業界から見ると、社会福祉法人ほど経営が安定したところはないのですね。それはなぜかという、補助金で守られてきたからです。

結論からいうと、名称はどうであれ、長時間保育手当は廃止することが妥当と思います。しかし、それは福岡市の責任が重くなることを意味します。今、淵野委員からもご意見があったように、国が子ども支援に動くわけですから、市は市民に対して、今よりもよくなることを明確に説明しないといけないと思います。そのときに大事なものは、新しい財源が、保育所の経営者ではなくて保育士に行くことをもっと明確に説明することです。その上で、先ほど申し上げましたけれども、200ある保育所の中で経営格差があるわけですから、それを財務的に分析して、何で格差があるのかを明らかにする。その中で、もし構造的に赤字になっている保育所があれば、それを公費で救済する意味があるのか、すべきなのかを検討し、経営者に問題があるのであれば、かわっていただくような指導を今まで以上に徹底していただきたい。

それから、先ほど繰越金についてご指摘がありましたけれども、社会福祉法人の方がよく「繰越金がないと新しい施設がつかれない」と主張します。しかし、社会福祉法人の中で積極的にニーズに応えている模範的事業体は、きちんと将来キャッシュフロー計算して借り入れを行い、事業拡大しているのです。それが事業ファイナンスの常識です。繰越金

がないと施設がつかれませんというのは、仕事をしていない社会福祉法人の経営者の決まり文句です。福岡市の保育所経営者の中にも借金して保育所を作り市民のニーズに応えている方がいるわけですから、そういうところを福岡市が重点的に支援していけば、多分、市の保育所は充実していくのではないかと考えております。

以上です。

【針塚委員長】      ありがとうございました。

皆様からそれぞれのご意見をいただきまして、いろいろな方向性が出ましたけれども、検討委員会としまして、一つの方向性、ある種の方向性を少しお示しできたのではないかと思います。

委員長なので、皆様方のご意見と重複するかもしれませんが、最後に私なりの意見を述べさせていただきたいと思います。

大きく言いますと、保育の問題といいますのは、先ほど来ありますように、国の非常に重大な課題だと言われて新制度ができてきた経緯がございます。その視点から見れば、本委員会の議論と申しますのは、ずっと皆様方がおっしゃっておりますように、子育てとそれにかかわる多くの人たち、とりわけ保育士の方々の処遇を重点化していかなければならないということで、これは皆さん共通の意見だったと思います。ただ、これを実際にやっていくためには、現実的な国の財政の問題とか制度の問題と切り離して考えることはできません。もう一つは、そうでありますと、どれぐらい公正公平であるのかという問題もまた出てくるということだと思えます。その辺が議論の一つだったと思えます。

それから、保育協会様の場合は、保育園という現場において、園児の安全をはじめ職員の管理等々、運営に携わり非常に懸命になさっていらっしゃることを強く感じました。しかし、個別の園の諸事情により、運営のあり方や方針などが異なるようにも見受けられます。それは、保育時間が短い園ですとか、あるいはそれぞれいろいろな園の事情があるんだと思えます。そういう経営的な方針の違いもありますでしょうが、しかしながら、保育園は、私立と申しましても運営費が、皆様方おっしゃったようにほとんど公費で賄われています。そういう意味からすれば、公的性格が非常に強い施設だと私も考えます。

以上のような点から考えますと、皆様方のご意見とほぼ同じでございますが、国が新制度をつくったということからすると、これまでの福岡市の長時間保育手当はどうもそれに対応しないという現状がありますので、これは新制度に置きかえて廃止するという方向を考える。

それから、皆さん方はあまり触れられていないんですが、今回の見直しの対象として、保育園に支給される研修費、被服費等々がございます。これにつきましては、大変恐縮ですけれども、研修費については、各園のものと協会さんが持っている研修費もございます。そういうことを見直していただく。

実は、西南学院さんは豊かですけれども、今某国立大学は教員の研究費がゼロでございます。要するに、いわゆる大学の予算では出張できない、研修に行けないということです。ですから、科学研究費とかを自分で持ってこないと研究できないという厳しいところも国立大学では出てきています。そういう現状もありまして、研修などはほんとうに受けていただきたいと思いますが、こういう状況については、個々人の問題ではなくて、協会さんのほうに出ているものを全体的に考えていただくということもあり得るのではないかと私は考えています。

同時に、被服手当についても、公費で賄われているそうでございますが、この辺も見直しがあってもいいかと考えます。

いずれにしても、新制度になって保育士の待遇や処遇が従来より低下するようでは困ります。今、委員の皆さんがおっしゃったように、長時間保育手当は見直すという方向にしても、園それぞれの諸事情、あるいはそれぞれの多様性がございますので、それらを勘案して、今後、どういう支援ができ得るのかを改めて保育協会さんと連携してお考えいただくことが、先ほど委員の皆さんもおっしゃっていましたが、市の子育て支援の拡充に結びつくのではないかと、保育士さんの処遇改善の方向に結びつくのではないかと思います。

皆様方のご意見をおかりしながら述べさせていただきました。

時間が残っておりますので、もし何かございましたら、あとはフリーでご意見いただければと思います。木村委員、いかがですか。もうお帰りだと思いますが、言い残したことはございませんか。

【木村委員】 さっき言いましたので。

【針塚委員長】 そうですか。どうぞ。

【湊野委員】 さっきおっしゃった被服費なんて要らないです。それはやり過ぎです。

【針塚委員長】 いや、検討事項に入っていたんですけど。

【湊野委員】 それは自分たちで賄うものなので、半分ずつ出し合って買うとか、その園でやればいいことだし、それのお金ぐらいはみんなきちんと持っていますから。そういうことは一つあると思います。

【針塚委員長】 細かいことですが、課題の一つに挙がっていましたので触れさせていただいた次第です。

【瀧野委員】 福岡はほんとうに恵まれていると思います。それはほんとうにそう思います。地方に行ったらとんでもないですが、それでもやっていっていますから。

【針塚委員長】 そういう意味では、今皆さんがおっしゃったように、市と協会の対立構造というのではなくて、新たな視点で少し見直していくという発想が必要だと思います。どうぞ。

【甲木委員】 甲木です。長時間保育手当に絞ったので、補助金の見直しの方向性について1点だけ。

弁護士としてというよりは、弁護士事務所も一応、経営者のなところがあるので、一経営者としての観点で申し上げたいんですけれども、弁護士事務所も法律事務をやる事務職員を雇っています。それで、いろいろな法律事務所があって、それぞれいろいろな観点から法律事務職員を雇っているんですけれども、当然、ベテランになってくるほどいろいろな対応もできるし、お客さんや相手方からの問い合わせへの対応なども非常にうまくやってくれます。それでお客さんの満足度が上がって、売り上げだとかにも反映するということで、それなりに職場環境には気を遣っているつもりです。保育所の場合、特に今の福岡市の状況は、基本的にどこも定員のマックスに近い状態で入っていて、少なくとも現状は、経営努力をしなければ子どもが入ってこない状態にはなっていないと思います。

その中で、保育士の処遇改善をするのには、もちろんお金の面もあると思いますけれども、それ以上に、経営をされる方が、保育士の福利厚生なり、あるいはこの園で長く続けてもらおうという意識を経営者側が持たないと、なかなか難しい面がある感じがしています。補助金をそういう方向で——なかなか難しく、新規の人を雇ったらだめという話ではないんですが、ある程度長く同じ保育士がずっと働いている状況であれば、その分、補助金が増えるとか、そういったことも含めて、こういう方向に保育所あるいは保育士を持っていきたいという政策的なところも考えながら、それに合致するような形で補助金をぜひ考えていただきたいと思います。

結局、この長時間保育手当というのは、まさに保育士の頭割りではぼんと手当が行くような形になっていたのもう少し政策的な形でやっていただけると、ほんとうの意味での質の向上につながるのではないかと少し感じたりしました。これは特に第1回で、やめられる保育士の方が多いという話を聞いていて、ふと思ったので、一言申し上げました。

以上です。

【針塚委員長】 ありがとうございます。どうぞ。

【納富委員】 まず最初に、保育協会補助金というのが平成27年に17億円使われていて、「これ何？」と思ったんですね。普通の会社であれば組合費とかあって、いろいろな団体に参加しますけれども、みずから年会費を払って運営しているわけですね。この中身を見ますと長時間保育手当が入っていたりして、そもそもの協会のあり方にちょっと疑問を感じました。

以上です。

【針塚委員長】 ありがとうございます。どうぞ。

【上田委員】 保育園の特色がいろいろあると思うんですね。どんなに遠いところでも、あそこの保育園はこういう食育の教育をされているから行きたいなとかですね。私が行った保育園は音感教育をしていただいていた、行きたいなと思って行かせましたけれども、いろいろな事情で年長さんになったときにそれが終わってしまって、ああ残念だったな、音感かきた、すごくよかったのになと。すごく歌声がいい保育園で、それで選ばせていただきました。

各保育園によって、いろいろな特色を持ってされていると思いますので、そこをどんどん伸ばしていただいたら、ここの保育園に行きたい、そして、ここの保育園に勤めたいなと思っていただける先生方も増えていくのではないかと思います。今、保育園ごとに特色がすごくあると思いますので、そこを伸ばしていただいて。子どもが少なくなったら、園児さんたちも保護者も、今度は選ぶ側になってしまうところがどうしても出てきますので、そういった特色も出していただけたらと思います。

私はほんとうに、音感教育と園長先生のお話がとてもよかったので、園長先生が好きで保育園を選んだということもありました。保育園独自でいろいろ努力されているところが今もたくさんあると思いますけれども、今後も、子どもたちのためにお願いいたします。よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

【針塚委員長】 どうぞ、松山委員。

【松山委員】 先ほど、保育協会のことが話題になりましたけれども、私も当初、「保育協会」と伺ったときに、保育士さんの権利を守る団体だと思っていたのですが、お話を聞いていると何か違和感があり、後で経営者団体だと聞いて、これは一体何だろうという印象を強く持ちました。

ちなみに厚労省の社会保障審議会福祉部会とか、社会福祉法人のあり方検討会で2年半ぐらい議論したときに保育所団体の経営者が言われていたのは、これは株式会社保育所との競争の問題で議論になった時のことですが、社会福祉法人の保育所の存在意義というのは、仮に収益が悪くなくても、そこで踏ん張って存続するのが社会福祉法人で、そこが株式会社と違うのだということを再三言われていたのです。しかし、この委員会で保育協会さんの主張を聞いてそうではないということが分かりました。

【針塚委員長】      ありがとうございました。どうぞ。

【淵野委員】      もう1点だけ。保育士さんが長くいればいるほど、今度から加算がつくようになります。それは前任で保育関係に勤めていた者も合算して、それに対して補助金がプラスされるようになるので、そういった面でも、長く勤めれば勤めるほど自分の給与がよくなるというところも一つあります。

【針塚委員長】      なるほど。先ほどありました赤字の園は保育士さんの年齢が高いという記述もありましたけれども、なかなか難しいところかもしれませんね。

それから、今お話がありました。一番最初に来ていただいたのは保育士会さんの皆さん方でしたかね。保育士会でよろしいんですかね。

【事務局】      一番最初は、保育士会です。

【針塚委員長】      ですから、1回目のときに来ていただいた保育士会というのが保育士の皆さん方の会なんだと思います。ですから、ある意味では、保育士会と保育協会と市という当事者の方々の集まりなどがあると、もっといいのかなと私は感じた次第です。

ちょうど時間になりましたので。皆さん方からいろいろご意見いただきました。今日いろいろとご意見いただいて、また、まとめていただいて検討いただくことになると思いますが、一応ここで検討委員会は閉めさせていただきます。

あとは事務局からお願いいたします。

【事務局】      今日の会議はこれで終了でございますが、次回、最終回をさせていただきたいと思っております。これまでの協会補助金の検証についてのご意見ですとか、本日も含めた今後のあり方についてのご意見などを、委員長ともご相談しながら事務局のほうで報告書案を作成いたしたいと考えております。また、委員会の前には、事前に各委員の皆様にもご確認をさせていただきながら進めたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それから、日程ですけれども、次回10月28日水曜日、午前10時から、場所につき

ましては、今回同様に、ここエルガーラホールの多目的ホールを予定してございます。改めてご通知させていただきます。

それから、本日皆様にドッチファイルをお配りしておりますが、これは次回も同じく配付させていただきますので、机の上にそのまま残していただきますようによろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。ありがとうございました。

**【針塚委員長】** それでは、検討委員会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

— 了 —